NEWS RELEASE

Prince Hotels & Resorts

平成１９年度　株式会社プリンスホテル

安　全　報　告　書

ご　挨　拶

お客さまならびに事業に関係される皆さまへ

当社索道事業にたいし、四季それぞれのシーズンにおけるご利用、またお気づきの点について、日頃からのご指導・ご鞭撻、誠にありがとうございます。
株式会社プリンスホテルは、西武グループの理念「私たち、西武グループは、地域・社会の発展、環境の保全に貢献し、安全で快適なサービスを提供します。また、お客さまの新たなる感動の創造に誇りと責任を持って挑戦します。」を第一に掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。本報告書は鉄道事業法に基づく、輸送の安全を確保するための取り組みや、スキー場の安全の実態等について、平成１８年度を振り返るとともに、皆さまにご理解いただくために公表するものです。
今後とも、皆さまからいただいたお気づきの点、ご意見を安全確保に役立て、スキー産業の発展に寄与してまいる所存です。引き続き当社の索道事業をよろしくお願いいたします。

平成19年6月

代表取締役社長
渡 辺 幸 弘

社 長 メッセージ

索道事業の運営を適正にかつ合理的に行うために定められた鉄道事業法の改正において索道における「輸送の安全の確保」という言葉が新しく明記されました。そこで私は、会社が当法律を確実に遵守し、輸送安全の確保が図りやすいように、経営理念に基づいた、「索道輸送の安全を確保するための方針」を定めました。社員にこの安全方針に基づき行動をとることを指導するとともにトラブル等発生につながる危険要因が感じられるときは、適時に現場確認や通達等にて対策の指示を出していきます。さらに安全対策・再発防止対策について審議を必要とする項目には安全対策委員会を開催し、的確な指示を出していきます。また、事業所での安全会議を通じて、発せられてきた「現場の声」には確実に耳を傾け、現場での安全活動をしやすい環境を作ってまいります。今後も、お客さまが安心して安全にご乗車いただける索道を提供していく所存であります。　皆さまのご来場をお待ち申し上げております。

索 道 事 業

ロープウェー

ゴンドラ

フード付き4人乗り高速リフト

目　　次

		ページ
安　全　基　本　方　針		3
安　全　重　点　活　動		3
平成１８年度　安全確保のための管理実績		3
A	当社の安全管理体制	3
B	当社の安全管理方法	4
１．	安全方針を実現化する活動	4
１）	実現活動項目の内容について	4
２）	安全方針を実現化する活動の状況	5
３）	活動の見直し	7
２．	索道安全教育の実施	7
３．	その他の安全管理方法	8
C	行政指導に対する措置の状況	8
平成１８年度　安全確保のための措置		9
A	リフトの建て替え	9
B	緊急時対応訓練	10
C	索道救助訓練	11
D	運転整備関係訓練	11
E	雪崩救助訓練	12
平成１８年度　安全確保のための活動		13
A	利用者等の皆さまからの御意見	13
B	利用者等への要望・啓発	14
C	事業所安全会議の意見から	15
平成１８年度　その他の活動		15
お知らせ		16
おわりに		17

安　全　基　本　方　針

索道輸送の安全を確保するための５方針　（安全方針）

１．　お客さまの声、地域の声、お客さまの目線を大切にし「安全」を基本に本事業を推進します。

２．　輸送の安全を確保するための関係法令を守ります。

３．　会社および事業所の協力の下、一致団結して輸送の安全の確保に努めます。

４．　安全管理体制の不断（ふだん）の確認を履行し、情報は漏（も）れなく迅速（じんそく）、正確に伝え、透明性を確保します。

５．　事故・災害の発生時は、人命救助を最優先に慎重に速やかに適切に行動をとります。

安　全　重　点　活　動

各事業所が次の項目について、計画（Plan）-実施（Do）-評価（Check）-改善（Act）、ＰＤＣＡサイクルを回しスパイラル的進展をし、営業を進めながら安全を確保していきます。

１．　各事業所主体にて「安全方針を実現化する活動」を遂行する。

２．　各事業所主体にて社員等に対し、「索道安全教育」を遂行する。

平成１８年度　安全確保のための管理実績

Ａ　当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任者の責務を明確にしています。当社では、全国各地にスキー場を保有しています。そこでスキー場を四地区に分け、各所に、索道安全統括管理者を補佐する索道安全統括管理者補佐を配置しております。索道安全統括管理者は通達・巡回による指摘を行い、スキー場の索道技術管理者に法的に定められた点検を、監督官庁に届け出ている内容で実施をさせます。

役　　職	役　　割
社　　長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
安全統括管理者（索道管理部長）	安全確保を最優先した輸送業務の実施を統括管理する。
安全統括管理者補佐	担当地区における、安全確保を最優先した輸送業務の実施を統括管理する。
索道技術管理者	輸送の安全の確保に関し、索道施設の保守・索道の運行･係員の教育訓練の各事項に責務を有する。
索道技術管理員	担当する個別の索道の運行の管理･索道施設の保守の管理に責務を有する。

索道安全管理体制表

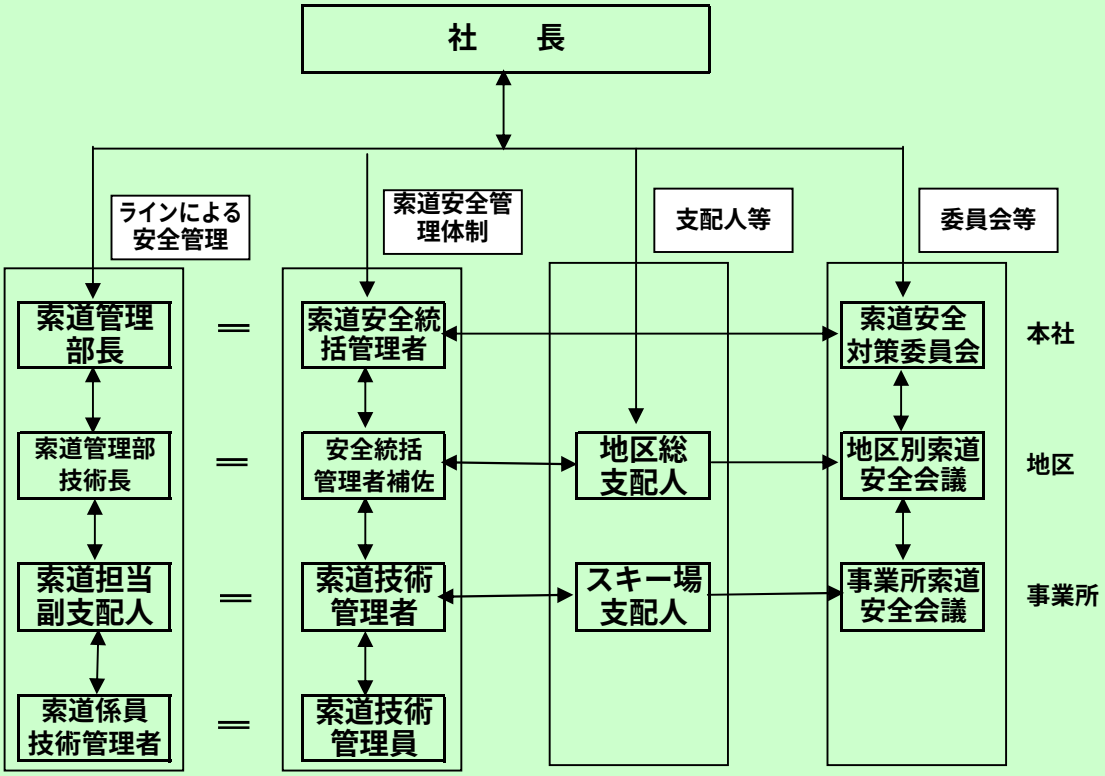

B　当社の安全管理方法

１．安全方針を実現化する活動

１）　実現活動項目の内容について

① お客さまの声、地域の声、お客さまの目線を大切にし「安全」を基本に本事業を推進します。

①-1)　ホームページの「ご意見・ご要望」の情報、ｻｼﾞｪｯｼｮﾝカードを活用する。
①-2)　日頃からお客さまの立場に立って、改善が必要な項目がないかチェックする。

② 輸送の安全を確保するための関係法令を守ります。

②-1)　運転細則に基づき、人員を適切に配置する。
②-2)　整備細則に基づき、１年点検、１ヶ月点検、始業点検を実施する。
②-3)　索道設備についての技能、知識を向上する。

③ 会社および事業所の協力の下、一致団結して輸送の安全の確保に努めます。

③-1)　施設整備、要員の確保を確実に実施する。
③-2)　常に気象情報を把握し、天候の変化に柔軟に対応する。

④ 安全管理体制の不断の確認を履行し、情報は漏れなく迅速、正確に伝え透明性を確保します。

④-1)　日常の業務のなかで安全第一を徹底する。
④-2)　事故、ヒヤリ・ハット情報を社内で共有する。
④-3)　他事業所の事故情報を社内に展開し、同様事故を防止する。

⑤ 事故･災害の発生時は、人命救助を最優先に、慎重に速やかに適切に、行動をとります。

⑤-1)　装置の取り扱いを習熟し、また指揮命令系統、役割分担を明確にする。
⑤-2)　人命救助、捜索、また二次災害の防止等については地域と一体となり行動する。

２） 安全方針を実現化する活動の状況

① 鉄道事業法改正の内容に沿って作成された安全管理規程を遵守することにより、事業を運営してますが、その中の「安全方針を実現化する活動」については、法改正前の安全管理体制の下、すでに実施して、安全管理を行ってまいりました。また当社が属する西武グループの「グループ宣言」については、この安全方針の基本になっています。索道関係社員は、すでに、この宣言にのっとり、この活動を進めてまいりました。今回は安全方針の実現活動計画を作成し、確実に実施された状況の記録を社内公開することにより、全事業所が確認しあって、安全方針内容の実現化を図っています。これら活動が社員のそして組織の安全意識の向上に役立つ事を確信しています。

② 安全方針の実現化
平成１９年３月末までの各事業所での実施項目は総数、７７６項目が寄せられました。安全方針の実現化状況の主な内容は次のとおりです。

・ 方針１
お客さまの声、地域の声、お客さまの目線を大切にし「安全」を基本に本事業を推進します。
◇ お客さまからのおほめやお叱りのご意見・クレームの集計結果を社内公表することで「お客さまの考えや意見」の共有ができ、意見の交換ができました。
◇ ゲレンデに初級者やファミリー、そして中高年のお客さまが増える時期、また団体のお客さまのご来場に注目し、全社員の周知の下、ていねいな対応ができるように事前に、事業所安全会議にて、体制、心構えの確認を行ないました。

・ 方針２
輸送の安全を確保するための関係法令を守ります。
◇ 各事業所において、索道係員配置表にリフト毎の索道技術管理員の印を付け、管理員を明確にして、各人の責任意識の強化を図りました。
◇ 各事業所において、索道機種別に始業点検、１ヶ月毎検査、１年毎検査、巡回点検が実施されました。
◇ 索道営業開始時における、事業所内、および全関連部署への連絡体系を確認し、索道技術管理者の指揮の下、連絡が徹底されました。

・ 方針３
会社および事業所の協力の下、一致団結して輸送の安全の確保に努めます。
◇ 関連部署との打ち合わせにより索道技術管理者が作成した索道長期整備計画をもとに年間整備計画をたて、索道技術管理者が整備の問題点を情報交換し、人員を確保し、整備しました。
◇ 気象の変化については、細心の注意を払い、事業所全体が変化に対応できるように体制を取っています。索道技術管理者の指揮の下、「気象協会からの送信」「インターネット」「同地区内の近隣事業所」からの情報収集を行い、早めの判断にて、関連部署（圧雪・パトロール・ホテル等）への連絡を行い、行動しています。さらに連絡が広がり、お客さまへも確実な情報が伝わるように体制を作っています。

・ 方針４
安全管理体制の不断の確認を履行し、情報は漏れなく迅速、正確に伝え、
透明性を確保します。
◇ 毎日の朝礼・終礼時での、安全事項の通達・指示だけでなく、安全会議・安全打ち合わせの名称で、全員が話し合える機会を設け、安全管理の情報や確認を随時行い、全員で事故防止に努めるようにスタートしました。
◇ 臨時社員の業務着手前教育において、事故事例・ヒヤリハット事例の中から業務に関係する内容を選択し、その発生状況・原因・対策を検討させ、事故防止に努めるように指導しました。
◇ 安全統括管理者補佐より、同業他社の４人乗り高速リフトの駅舎内にて使用する走行ローラー破損事故の情報連絡を受け、さっそく同型リフトの点検を行い、走行ローラーの交換基準に近いものを交換しました。

・ 方針５
事故･災害の発生時は、人命救助を最優先に、慎重に速やかに適切に、行動をとります。
◇ 各リフトにおいて、救助訓練を実施し、指揮命令系統、非常時連絡網の確認を行いました。
◇ ロープウェーにおいて、救助訓練を実施し、救助用具の機能の再確認をしました。また停電時に使用する、予備原動装置の動作確認をし、作業手順、役割分担の再確認をしました。
◇ 地域との合同訓練を実施した事業所においては、合同訓練に参加していただいた消防隊員から「ＡＥＤ（心停止時の除細動機能）」の取り扱いの講習を受け、非常事態の人命救助の体制の確立を図りました。
◇ 冬期シーズンのスタート前に、全事業所にて「索道緊急事態発生時の連絡および処置表」の記載内容の確認および訂正を行いました。
また営業開始直前に同表に基づき、シミュレーションを各所で行いました。
◇ 雪崩災害を想定して、「人命救助を最優先に、慎重に速やかに適切な行動」がとれるように、訓練を重ねました。

なお、５項目の安全方針を実現するための実施項目の内訳は、以下のとおりでした。
方針１（115件）　方針２（236件）　方針３（130件）　方針４（194件）　方針５（101件）

全国の事業所からの実施状況の一覧を社内ネットにて公表したことにより、他の事業所の実施内容をお互いに理解することで、安全方針を実現化する活動に一体感が生じ、活動を進めるなかで、安全管理体制の確立と、安全向上が推進されます。

３） 活動の見直し

① 実現活動項目を共通とせず、個々の事業所が主体的に独自の項目を作成し、安全方針の実現を進めていくように、切り換える検討を行っています。（４ページ参照）
・ 社員は各人の業務目標中、安全目標に、この項目を選び、実現化します。
・ 社員は安全目標について、索道技術管理者とともに、中間自己評価を行い、項目内容・活動方法等の見直しの必要性の有無を確認しながら、安全意識の自立・継続を実現化していきます。

２．索道安全教育の実施

１） 索道安全教育規程について

① 索道安全管理規程の別冊として、索道安全教育規程を定めました。
- 内容は各事業所が主体的に教育計画を立てられるように、必要な教育科目やシーズン（前、中、オフ）の教育時期および教育対象者を例として明記しました。

２） 実施状況について

① １８年度においては、計画に基づき安全教育が実施されました。１９年度においても、１８年度において作成した教育訓練計画書が提出され、教育実施が進行しています。さらに教育の完了した内容については、教育訓練報告書が提出されています。

② 私たちの仕事は、常にお客さまに接し、そのなかからよろこんでいただくことが務めであると常に意識していくために、「おもてなしの作法と顧客心理」　「サービスの基本とその実施例」等のテーマにて、お客さまの目線を意識した教育内容の受講機会をも設けております。

事業所「シーズン前社員教育」（富良野地区）

事業所「シーズン中社員教育」（軽井沢地区）

外部講師による「おもてなしの作法や顧客心理」（志賀地区）

事業所「シーズン前社員教育」（妙高地区）

事業所「シーズンオフ社員教育」（雫石地区）

事業所「シーズン中社員教育」（新潟地区）

３．その他の安全管理方法

１）　委員会等の設置
現場での社員たちの要望の声、危険の芽を知らせる声等々を会社トップが正確に把握するため、各スキー事業所において、若手社員や臨時従業員たちの声を集め、さらに地区において、地区内事業所の声をとりまとめるために、それぞれ安全会議の集まりを設け、内容を詰めたうえで、本社開催の委員会に提出できる仕組みを設定しました。

２）　情報の伝達および共有
安全統括管理者は、社内・社外からの事故例、その他輸送の安全確保に資する情報（ヒヤリハット・巡回点検指摘事項・事業所での問題点およびそれぞれの対策等）を収集し、それを分析、整理し、将来とも全事業所が共有できる仕組みを社内ネット内に構築しました。

C　行政指導に対する措置の状況

１．当社が受けた保安監査

１）　国土交通省北陸信越運輸局の保安監査を平成19年１月17日18日の２日間に渡り、湯田中渋温泉・ごりん高原スキー場において、実施していただきました。鉄道事業法改正の内容に基づいての安全管理実施状況や、索道施設の状況等を確認していただきました。監査の結果、指摘事項はなく、索道安全管理規程の遵守を継続するように、ご指導をいただきました。

２）　当社、全事業所において、当日までの索道事故は無かったことを報告させていただきました。なお、その後シーズン終了まで全事業所での索道事故は０件でした。

当社、受監者

索道安全統括管理者	長野・群馬地区総支配人
長野・群馬地区 索道安全統括管理者補佐	志賀高原焼額山スキー場 ごりん高原スキー場支配人
ごりん高原スキー場 索道技術管理者	ごりん高原スキー場管理支配人

平成１８年度　安全確保のための措置

A　リフトの建て替え

１．当社では平成１８年度にリフト架け替え工事を３基行いました

リフトの老朽化に伴い、輸送力アップとスキーヤーの利便性をはかる目的で、以下のスキー場にて、リフト架け替え工事が行われ、今年度の営業が最新の安全管理がなされた設備にてスタートいたしました。

１）　北海道富良野スキー場　連絡リフト
　　斜距離　931.31m　　高低差　330.30m　　搬器　２人乗り　116台

２）　岩手県雫石スキー場　サンシャインリフト
　　斜距離　981.11m　　高低差　319.26m　　搬器　２人乗り　143台

３）　新潟県妙高杉ノ原スキー場　杉ノ原第2ロマンスリフト
　　斜距離　856.87m　　高低差　191.30m　　搬器　２人乗り　143台

富良野スキー場
連絡リフト
運輸開始　平成18年12月10日（日）

雫石スキー場
サンシャインリフト
運輸開始　平成18年12月24日（日）

妙高杉ノ原スキー場
杉ノ原第2ロマンスリフト
運輸開始　平成18年12月29日（金）

B　緊急時対応訓練

１）　緊急時対応訓練の目的
索道における緊急時の対応については、平素の訓練を重ねることで、的確な判断・指示が行われ、危機状態等の程度を最小に押さえ、また繰り返しや二次的な緊急状態の発生を防ぎます。

① 当社においては、社員安全教育の一科目として訓練を重ねて実施してきました。平成１９年度におきましても、各事業所にて作成した訓練計画に基づき、ロープウェーの夏期営業前や、冬期シーズン中に、また基本的なものは毎月実施が予定されています。

２）　当社の訓練科目

① 緊急時連絡体制と連絡方法
② 救助用具の配置確認と使用方法
③ 非常電源（予備発電・予備電源）の使用方法
④ 緊急時放送体制　等を行っております。

ロープウェー予備エンジン使用訓練

リフト予備発電機使用訓練

救助用具の使用方法説明

救助装置取り扱い説明

C　索道救助訓練

１）　索道が不時停止したとき、乗車中のお客さまが無事に降車していただくには、大きく、二通りの方法があります。
　① 電気系統のトラブルによる停止の場合、予備原動装置で搬器を運転し、お客さまを順次、山頂駅に輸送して降車していただく。
　② 予備原動装置による運転が不可能な場合、索道係員の誘導により救助装置を使用して地上等に降りていただく。

２）　当救助訓練は、上記②のケースにおける訓練です。索道には様々な種類・方式があり、それぞれ救助装置・救助方法が違います。社員は各種・方式に合った救助訓練を計画に基づき、実施しております。特にロープウェーでは、乗務員はガイドとして、女性も配置されますが、不時停止時の救助装置の設置（吊り降ろし）は託されますので、徹底した訓練が行われています。

３）　平成１９年度も夏期、冬期各営業開始前、冬期シーズン中に予定されています。

D　運転整備関係訓練

１）　安全な索道運転を行うのに必要な操作・その手順を実施を通じて会得するものです。
また、整備関係は設備を正しく理解し、機器の性能を最良の状態に保って、安全輸送に努めることを目的として、その操作･手順を会得するものです。
平成１８年度において、各事業所の訓練計画に基づき、冬期シーズン開始前やシーズン中に実施しました。

２）　当社の運転訓練科目
　① 電気施設の電源投入・切断手順　　② 始業点検運転手順
　③ 営業運転操作手順　　④ 不時停止時の対処

３）　当社の整備訓練科目
　① 索道施設の構造、動作特性の確認　　② 各種検査・測定方法の要領実習
　③ 整備要領　　④ 油脂の種類と給油

不時停止時の対処訓練（予備原動機操作手順）

不時停止時の対処訓練　（原動機室にて）

E　雪崩救助訓練

１）　雪崩救助訓練は、当社スキー場各地において、行われました。

２）　雪崩による被災があった場合、その救助は人命に関わりますので、行動は最短時間で効果的に行われることが要求されます。

３）　雪崩発生時の被災状況を瞬時に、正確に伝える連絡体制が確立されていることが必要です。実務では、現地までの到着時間・作業班編成・応急手当・迅速な搬送等が求められ、また雪中を探る細い棒状の捜索用具（ゾンデ棒）での感触等、繰り返しの訓練から要領を会得します。

４）　訓練時には、救助用具・捜索用具・通信器具等の整備をあわせて行っています。

点呼（前回実施時の反省点とその改善方法発表）

ゾンデ棒による雪中埋没者捜索訓練

ゾンデ棒捜索隊に続き、スコップ隊による着装物等捜索

救出者の応急措置訓練

救急隊による応急措置と搬送訓練

ゾンデ棒隊による埋没者捜索（感触）訓練

平成１８年度　安全確保のための活動

A　利用者等の皆さまからの御意見

１．当社では、お客さまの声、地域の声、お客さまの目線を大切にし、「安全」を基本に索道事業を推進していますが、御意見等を収集する手法の一つとして、お客さまカード・ホームページ上、サイトマップ内「ご意見・ご感想」欄を利用して伺っています。今後も、忌憚のない御意見等を記入していただきたく、お願い申し上げます。

今シーズンも様々な御意見がありました。
昨年12月から今年３月までの期間にて、索道に関する内容で、お寄せいただいた総数は263件です。その内容は以下のとおりでした。

	要望	苦情	おほめ
接客態度	10	54	78
看板・表示	7	8	2
施設・設備	35	15	3
索道乗車	22	18	5
その他	3	3	0

たくさんの御意見等ありがとうございました。来シーズンもよろしくお願いします。

２．お客さまからの声としていただいた「要望」、「苦情」に対し、今年度、早急にお答えしました事項について、主な内容をあげますと以下のとおりです。

１）朝一番のパウダースノーでの滑走を希望するお客様が、ふもと近くのリフトを担当する係員に山頂付近のリフトの営業開始時間を尋ねたところ、あまりにも範囲が広く、数が多いため、把握していなかったため、お答えができませんでした。
⇨お客さまの苦情とふもとのリフトの係員からの報告を受けて、索道係員が他の索道の営業開始時間がわかるように予定表を渡すようにしました。（新潟地区・雫石地区）

２）お客さまからタバコの灰皿設置箇所について、移動を求める意見がありました。「せっかく、白い雪と新鮮な空気を求めて、すべりに来ているのに、煙臭いし、少年の喫煙防止に不適切な位置です」といわれました。
⇨スキーセンター内のレストラン入り口に設置されていた灰皿をセンター外のお客さまの動線から外れた箇所に移設しました。　（長野地区・新潟地区）

３）リフト等の営業時間は駅等に表示されているが、時計の設置数が少ないため、駅やゲレンデにて時刻を確認できない。
⇨リフト乗り場に時計を設置しました。　（北海道地区・新潟地区）

４）索道係員の挨拶はしっかりしていて、笑顔がいいという御意見をいただいた。
⇨引き続きお客さまに喜んでいただけるように努力していきました。
（雫石地区）

５）⇨お客さまの要望に答え、ボード用ラックを設置しました。　（新潟地区）

６）⇨シャトルバスの運行表をロープウェー出札窓口へ掲示しました。　（長野地区）

７）⇨休憩場所にイスが少ないとの要望が多く、有休品のリフト搬器を使用してベンチを作成し配置しました。　（長野地区）

B　利用者等への要望・啓発

当社スキー場にご来場いただく、すべてのお客さまが安心して楽しんでいただくために社員一人ひとりが責任を持って、安全で快適なサービスを提供してまいりますが、お客さまからのご協力も欠かせません。当社のスキー場社員・冬期臨時社員および係員から、スキー場の安全を確保するために、日頃から懸念している主な項目を挙げさせていただきます。ご協力、よろしくお願いします。

１）　ゲレンデ外滑走禁止の厳守
- スキー等を楽しむお客さまは、ゲレンデ外（営業範囲外）への滑走を自制していただきたい。　大変危険な領域です。
- 理由　ゲレンデ外の救助が容易に行えない。
  悪天候により、行方不明になる場合がある。

２）　乗り降りに不慣れな場合は遠慮なく乗り場の係員に声をかけてください。
- 初級者の方には、リフトを減速して、乗降していただきますので「安心」です。
- 初心者のお客さまは乗り降りだけでなく、滑走においても不慣れですと危険が伴います。十分練習され、また指導を受けてからご乗車をお願いします。

３）　小学生クラスのお子様がリフト乗車中に、上下にリフトを揺する場面が見られます。
- 他のお客さまが落下の危険が発生し、大変迷惑となります。
- ぜひ保護者、引率者による指導をお願いします。

４）　スキーウェアーのサスペンダー（肩掛け）を腰の部分で縛らないでください。
- サスペンダーの金具などがイスにはさまることがあり、乗降時に支障します。

５）　混雑時は、ゴンドラ・リフト等、定員乗車に協力していただきたい。

スキー場での安全お知らせ看板

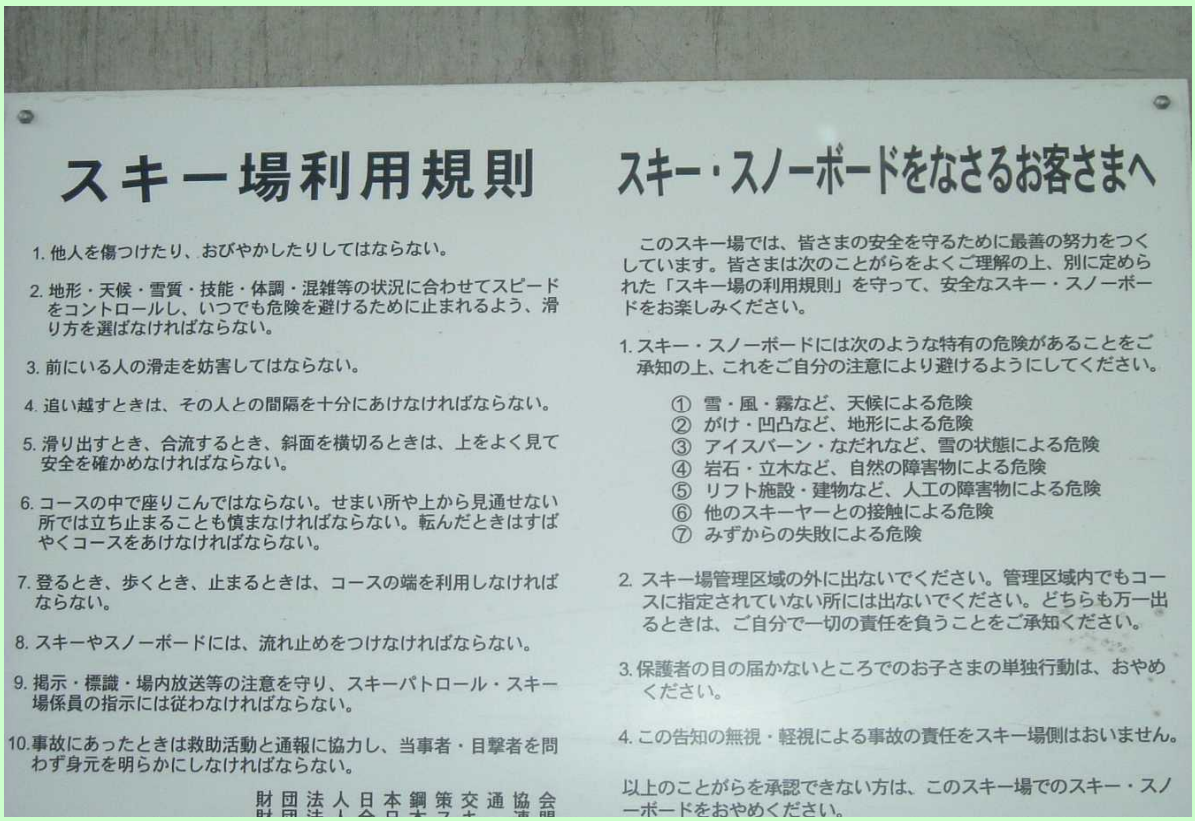

スキー場利用規則

1. 他人を傷つけたり、おびやかしたりしてはならない。
2. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
3. 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4. 追い越すときは、その人との間隔を十分にあけなければならない。
5. 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
6. コースの中で座りこんではならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
7. 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
8. スキーやスノーボードには、流れ止めをつけなければならない。
9. 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
10. 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

財団法人日本鋼策交通協会

スキー・スノーボードをなさるお客さまへ

このスキー場では、皆さまの安全を守るために最善の努力をつくしています。皆さまは次のことがらをよくご理解の上、別に定められた「スキー場の利用規則」を守って、安全なスキー・スノーボードをお楽しみください。

1. スキー・スノーボードには次のような特有の危険があることをご承知の上、これをご自分の注意により避けるようにしてください。
   ① 雪・風・霧など、天候による危険
   ② がけ・凹凸など、地形による危険
   ③ アイスバーン・なだれなど、雪の状態による危険
   ④ 岩石・立木など、自然の障害物による危険
   ⑤ リフト施設・建物など、人工の障害物による危険
   ⑥ 他のスキーヤーとの接触による危険
   ⑦ みずからの失敗による危険
2. スキー場管理区域の外に出ないでください。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないでください。どちらも万一出るときは、ご自分で一切の責任を負うことをご承知ください。
3. 保護者の目の届かないところでのお子さまの単独行動は、おやめください。
4. この告知の無視・軽視による事故の責任をスキー場側はおいません。

以上のことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキー・スノーボードをおやめください。

C　事業所安全会議の意見から

１）　リフトチケットの提示について
- 検札係りの所で確認に時間がかかり、混雑時は他のお客様に迷惑をかける。また、トラブルの原因にもなる。（チケットは毎乗車時、ご提示願います。内ポケット使用の場合は提示前に取り出しておく。）

２）　ゲレンデにおけるマナーの向上をさらにお願いしていきたい。
- コースの真ん中でボーダーが座って居て危ない。
- 索道搭乗中の喫煙、投げ捨てが見られ、他のお客さまに迷惑が掛かるとともに、搬器内・搬器下の火災原因になります。（融雪箇所等）
- 索道営業終了時間を守ってほしい。（特に連絡リフト等、下山・宿泊のために利用される場合、３０分以上遅れて来る人も多く、余裕をもって乗車してほしい。）

３）　場内でのごみ（可燃物・びんカン・ペットボトル他）の投げ捨てをやめてほしい。
- ゲレンデに捨てられたごみをリフト山麓駅まで、運んで降りてくださるお客さまもいらしゃいます。

平成１８年度　その他の活動

A　フェスティバル・各種イベント

当社のスキー場ではシーズン中各地において、各種フェスティバル等、催しを開催しています。いつも、ファミリースキーのお客さまや若いカップルが大勢、来場していただいて、楽しまれています。
また、滑降競技・スノーボードコンテスト等イベントも行われています。夏期には、マウンテン・バイクによるレース場に様変わりするゲレンデもあります。

子供フェスティバル（万座温泉スキー場）

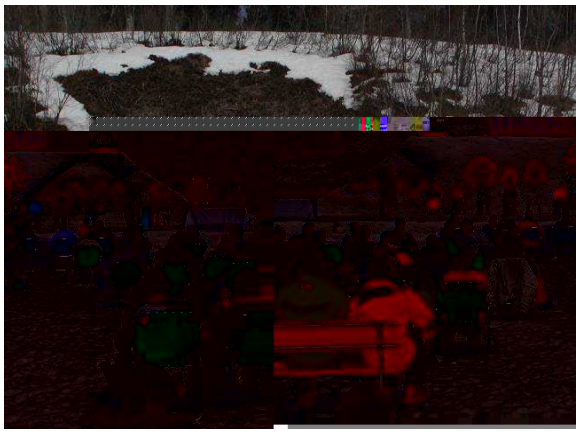

ミス・かぐらクィーンコンテスト（かぐらスキー場）

「なんちゃってクロス大会」“二人が力を合わせて”
（軽井沢プリンスホテルスキー場）

「スキーの日」チョコレートフォンデュのサービス
（軽井沢プリンスホテルスキー場）

B　環境保全のための活動

各地のスキー場では、お客さまに自然環境でのスポーツを満喫していただくために、環境保全に力を注いでいます。シーズン中、シーズン後に各索道線路下・駐車場用地・林間コース・ゲレンデ等の清掃・整備を行っています。
最寄の高速道路インターチェンジからスキー場までのアプローチ道路(県道・市道・私道)の路面清掃を行いました。（４月２４日に信越地区にて実施）
毎年、シーズン終了直後に実施しています。主に缶、ペットボトル、コンビニ弁当の空箱が集まります。

営業終了後清掃点検
ゲレンデ

営業終了後清掃点検
ゲレンデ（林間コース）

営業終了後清掃点検
アプローチ道路

お知らせ

A　事業所の譲渡等

当社におきましては、平成１９年３月２７日をもちまして、下記のスキー事業所について売却等行いました。

売却済み事業所

糠平温泉スキー場	ニセコ東山スキー場	函館七飯スキー場
鯵ヶ沢スキー場	阿仁スキー場	湯沢中里スキー場
表万座スキー場	水上高原スキー場	

廃止予定事業所

津別スキー場	深川スキー場	札幌北広島ﾌﾟﾘﾝｽﾌｧﾐﾘｰｽｷｰ場
真駒内スキー場	森吉スキー場	千畑スキー場
小千谷山本山高原スキー場	三国スキー場	日光菖蒲ヶ浜スキー場
燕温泉スキー場	湯田中渋温泉ごりん高原スキー場	

B　索道の夏期・秋期営業のご案内（平成１９年度）

当社では、夏期・秋期において、観光、ゆり・高山植物等草花鑑賞、紅葉見物等の目的で登山、散策、山歩きを楽しむお客さまのために各地で営業を行っています。
（詳しくは当社ホームページならびに現地へお問い合わせください。）

富良野ロープウェー	雫石第１ゴンドラ	苗場ー田代ゴンドラ
田代ロープウェー	八海山ロープウェー	焼額山第１ゴンドラ
軽井沢第１・第６ロマンスリフト		

おわりに

今シーズンは、法の改正に基づき、新安全管理体制への移行、索道安全管理規程の作成そして遵守等、組織上も運営上も新たな気持ちでの出発となりました。しかしながら、当社の経営理念からして、今後も安全で快適なサービスを提供するために、安全の土壌を継承していかなければなりません。お客さまに喜ばれるスキー場を継続するために、来季も、（下記の各スキー場にて）安全管理が行き届いた営業とその安全報告ができるように、努力していきたいと思います。
今後とも、株式会社プリンスホテルの索道事業に対しご愛顧の程、よろしくお願い申しあげます。

富良野スキー場	雫石スキー場	六日町八海山スキー場
苗場スキー場	かぐらスキー場	志賀高原焼額山スキー場
軽井沢ﾌﾟﾘﾝｽﾎﾃﾙスキー場	万座温泉スキー場	妙高杉ノ原スキー場

安全報告書に関する問い合わせ先

株式会社　プリンスホテル
埼玉県所沢市くすのき台　1-11-2
連絡先　04-2939-3961（大代表）
担当者　　索道管理部　土田　　広